

## 琵琶湖のレジャー利用適正化基本計画の改定（答申案）の素案からの変更箇所

旧：改定計画（素案）（第53回審議会）	新：改定計画（答申案）
資料 1-2 1 ページ 20 行目	
<b>第 1. 基本的な考え方</b> <b>(1) 計画策定の目的</b>	<b>第 1 基本的な考え方</b> <b>1 計画策定の目的</b>
<p>琵琶湖ルール</p> <p>琵琶湖を訪れる皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」で定める規制事項等をより浸透しやすくするため「琵琶湖ルール」という合い言葉を使用しています。次の5つのルールがあります。</p> <p>ルール1：プレジャーボートの航行規制水域内での航行禁止</p> <p>ルール2：プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止</p> <p>ルール3：プレジャーボートへの適合証の表示義務</p> <p>ルール4：外来魚のリリース禁止</p> <p>ルール5：地域の実態に応じたローカルルールの認定</p>	<p>琵琶湖ルール</p> <p>琵琶湖を訪れる皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」で定める規制事項等をより浸透しやすくするため「琵琶湖ルール」という合い言葉を使用しています。次の5つのルールがあります。</p> <p>ルール1：プレジャーボートの航行規制水域内<u>を航行してはいけません</u></p> <p>ルール2：プレジャーボートの従来型2サイクルエンジン<u>を使用してはいけません</u></p> <p>ルール3：プレジャーボートに適合証<u>を貼付しなければなりません</u></p> <p>ルール4：外来魚<u>を</u>リリース<u>（再放流）してはいけません</u></p> <p>ルール5：地域<u>で定めた</u>ローカルルール<u>（地域協定）を守らなければなりません</u></p>

資料 1-2 4 ページ 9 行目

第2. 琵琶湖におけるレジャー利用の現状  
(2) レジャー利用の現状

表2 琵琶湖水上オートバイ安全講習受講者数 (令和元年 12 月 31 日現在)

府 県 名	大阪府	滋賀県	京都府	岐阜県	愛知県	奈良県	兵庫県	三重県	その他
受講者数	20,642	13,156	9,603	4,598	4,906	3,480	3,353	959	1,390
府県別割合	33.2%	21.2%	15.5%	7.4%	7.9%	5.6%	5.4%	1.5%	2.2%

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状  
2 レジャー利用の現状

表2 琵琶湖水上オートバイ安全講習受講者数 **累計**

府 県 名	大阪府	滋賀県	京都府	岐阜県	愛知県	奈良県	兵庫県	三重県	その他
受講者数	20,642	13,156	9,603	4,598	4,906	3,480	3,353	959	1,390
府県別割合	33.2%	21.2%	15.5%	7.4%	7.9%	5.6%	5.4%	1.5%	2.2%

(平成 8 年 10 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの累計)

資料 1-2 9 ページ 1 行目

○ プレジャーボート (水上オートバイおよびモーターボート等)

表3 適合証の交付数 (船舶所有者からの申請) (令和 2 年 5 月 31 日現在)

府 県 名	大阪府	滋賀県	愛知県	京都府	岐阜県	兵庫県	三重県	奈良県	その他
交付数	3,942	2,156	2,169	1,304	1,244	825	646	614	1,105
府県別割合	28.1%	15.4%	15.5%	9.3%	8.9%	5.9%	4.6%	4.4%	7.9%

■ プレジャーボート (水上オートバイおよびモーターボート等)

表3 適合証の交付数 **累計** (船舶所有者からの申請)

府 県 名	大阪府	滋賀県	愛知県	京都府	岐阜県	兵庫県	三重県	奈良県	その他
交付数	3,942	2,156	2,169	1,304	1,244	825	646	614	1,105
府県別割合	28.1%	15.4%	15.5%	9.3%	8.9%	5.9%	4.6%	4.4%	7.9%

(平成 23 年 10 月 1 日\*から令和 2 年 5 月 31 日までの累計)  
\*改正条例の施行日

○プレジャーボートによる迷惑行為等

県や市町に寄せられたプレジャーボートの航行に関する苦情件数は、条例施行当初に比べると大幅に減少するなど、条例に基づく航行規制は一定の成果を挙げつつありますが（図8）、一部の水域では依然として違反航行が見受けられます。

令和元年度においては、違反航行に対して県から指導または警告をした件数が109件に達しています。

また、近年、一部の地域においては、プレジャーボートの利用者等による近隣住民への迷惑行為等の問題が発生しています。

(省略)

■プレジャーボートによる迷惑行為等

県や市町に寄せられたプレジャーボートの航行に関する苦情件数は、条例施行当初に比べると大幅に減少するなど、条例に基づく航行規制は一定の成果を挙げつつありますが（図8）、一部の水域では依然として違反航行が見受けられます。

令和元年度においては、違反航行に対して県から指導または警告をした件数が109件に達しています（表4）。

また、近年、一部の地域においては、プレジャーボートの利用者等による近隣住民への迷惑行為等の問題が発生しています。

(省略)

表4 指導等件数（過去5年）

	指導・警告件数	停止命令件数
平成27年度	69	0
平成28年度	50	0
平成29年度	76	4
平成30年度	41	4
令和元年度	109	0

資料 1-2 11 ページ 15 行目

○ 釣り

近年、プラスチックごみの削減が国際的な課題となっており、これに併せて、県においてもプラスチックごみゼロに向けた取組を進めています。

釣りにおいては、ソフトルアーがプラスチック素材から作られています。平成24年7月に実施したルアー釣りに関する実態調査\*と令和2年に実施した釣り人アンケート調査の結果を比較すると、ソフトルアーを使用する割合（ソフトルアー使用と両方使用の和）は88→91%に微増し、引き続き多くの釣り人がソフトルアーを使用しています（図10）。一方で、生分解性プラスチックを意識して使用している釣り人（図11における生分解性プラスチックと両方の和）は51→36%に減少しており、環境に配慮する意識は高まっていないと考えられます。

また、釣具の湖岸や湖中への放置も見られることから、プラスチックごみゼロに向け、釣り人のマナーの改善を図ることも課題となっています。

■ 釣り

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第21条において、「レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配慮製品を使用するよう努めなければならない」としています。釣りにおいては、例えば、鉛を使わない錘を使うこと等が考えられます。

また、平成24年7月に実施したルアー釣りに関する実態調査\*\*\*と令和2年に実施した釣り人アンケート調査の結果を比較すると、ソフトルアーを使用する割合（ソフトルアー使用と両方使用の和）は88%（110人中、97人）から91%（77人中、70人）に微増し、引き続き多くの釣り人がソフトルアーを使用しています（図10）。

一方、ソフトルアー使用者で、生分解性プラスチックを意識して使用している釣り人（図11における生分解性プラスチックと両方の和）は51%（97人中、49人）から36%（72人中、26人）に減少しており、環境配慮製品の中から生分解性プラスチック素材のソフトルアーを選択する割合は減っています。

その他、釣具の湖岸や湖中への放置も未だ見られることから、琵琶湖の環境保全に向けて、釣り人のマナーの一層の向上を図ることも課題となっています。

資料1-2 16ページ 7行目

#### 第4. 施策の基本方針

「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を基本理念として、「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、まず、本来の琵琶湖の価値を発見し、琵琶湖の多面的な価値を評価しながら、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷を低減していく必要があります。

また、ポストコロナ社会においては、琵琶湖でのレジャー活動への需要が増大し、それに伴い琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷が高まることも懸念されることから、これまで以上に琵琶湖のレジャー利用の適正化が求められます。

このためには、琵琶湖の環境への負荷のある行為の規制など、琵琶湖のレジャー利用のうち、問題のある行為を制限することが必要となります。

(省略)

#### 第4. 施策の基本方針

「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を基本理念として、「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、まず、本来の琵琶湖の価値を発見し、琵琶湖の多面的な価値を評価しながら、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷を低減していく必要があります。

また、近年プラスチックごみの削減が国際的な課題となっており、県においてもプラスチックごみゼロに向けた取組を進めているところですが、レジャー活動においても、この取組を進める必要があります。

さらに、ポストコロナ社会においては、琵琶湖でのレジャー活動への需要が増大し、それに伴い琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷が高まることも懸念されることから、これまで以上に琵琶湖のレジャー利用の適正化が求められます。そのため、今後、状況を見極めつつ、機動的に施策を講じる必要があります。

このためには、琵琶湖の環境への負荷のある行為の規制など、琵琶湖のレジャー利用のうち、問題のある行為を制限することが必要となります。

(省略)

<p>資料 1-2 26 ページ 29 行目</p> <p><b>第 5 施策展開の基本方向</b></p> <p><b>1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策</b></p> <p>(3) <b>外来魚のリリースの禁止等の徹底</b></p> <p><b>2 現行施策の評価と課題</b></p> <p>釣り上げた外来魚のリリースを禁止する規定を盛り込んだ条例を制定するにあたり、リリースが一般的であった当時は釣り人の自由を奪うものとして大きな議論を巻き起こしましたが、琵琶湖の生態系保全のためにリリースしない釣りもあることを周知し、琵琶湖ルールとして「リリース禁止」を実現させたことについては大きな意味があったと考えられます。</p> <p>釣り人による外来魚の回収量（外来魚回収ボックス、いけすからの回収量）は、ひろめよう券の配付終了後においても、毎年 10 t 以上となっています（表 5）。また、外来魚の推定生息量については、変動はあるものの、平成 18 年をピークに年々減少しています（図 18）。外来魚を釣り上げた際にリリースするという人の割合も、平成 18 年の 49% から令和 2 年は 19% に減少しています（図 9）。</p> <p>釣り人による外来魚のリリースをゼロとするために、引き続きねばり強く啓発を行うとともに、種々の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を広げていくことが大切です。さらに外来魚の生息量自体を減らしていくことも必要です。</p> <p>これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていきます。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p><b>第 5 施策展開の基本方向</b></p> <p><b>1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策</b></p> <p>(3) <b>外来魚のリリースの禁止等の徹底</b></p> <p><b>イ 現行施策の評価と課題</b></p> <p>釣り上げた外来魚のリリースを禁止する規定を盛り込んだ条例を制定するにあたり、リリースが一般的であった当時は釣り人の自由を奪うものとして大きな議論を巻き起こしましたが、琵琶湖の生態系保全のためにリリースしない釣りもあることを周知し、琵琶湖ルールとして「リリース禁止」を実現させたことについては大きな意味があったと考えられます。</p> <p>釣り人による外来魚の回収量（外来魚回収ボックス、いけすからの回収量）は、ひろめよう券の配付終了後においても、毎年 10 t 以上となっています（表 6）。また、外来魚の推定生息量については、変動はあるものの、<b>平成 19 年以降</b>年々減少しています（図 18）。外来魚を釣り上げた際にリリースするという人の割合も、平成 18 年の <b>43%</b> から令和 2 年は 19% に減少しています（図 9）。</p> <p>釣り人による外来魚のリリースをゼロとするために、引き続きねばり強く啓発を行うとともに、種々の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を広げていくことが大切です。さらに外来魚の生息量自体を減らしていくことも必要です。</p> <p>これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていきます。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
---	---

資料 1-2 28 ページ 14 行目	
<p><b>3 今後の取組方向</b></p> <p>ア 釣り人等への普及啓発</p> <p>(カ) 生分解性の釣り具や鉛を使わない錘の使用など環境にやさしい環境配慮型製品の使用について、啓発に努めます。</p>	<p><b>ウ 今後の取組方向</b></p> <p>(7) 釣り人等への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生分解性の釣り具や鉛を使わない錘の使用など環境にやさしい環境配慮製品の使用について、啓発に努めます。</li> </ul>
資料 1-2 29 ページ 27 行目	
<p>(4) <b>ローカルルール等の推進</b></p> <p><b>2 現行施策の評価と課題</b></p> <p>花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為に対応するため、近江舞子では自治会を中心に、航行規制水域内への水上オートバイ等の進入に対するパトロールの実施、また横江浜では啓発用看板の設置やチラシの配布、長浜港でもマナーアップキャンペーンの実施など、地域の実態に応じた取組が行われた結果、課題の改善が進みました。</p> <p>しかし、ルールおよびマナーを無視した行為が無くなった訳ではありません。川遊びをされている方によるごみの放置や外来魚回収ボックスへのごみの投入、漁具への釣り具のからまりによる漁師のけがなどの問題も生じています。また、レジャー利用による一部の水産資源への影響も懸念されており、レジャー利用者のマナーの向上をより一層図ることが必要となっています。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>(4) <b>ローカルルール等の推進</b></p> <p><b>イ 現行施策の評価と課題</b></p> <p>花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為に対応するため、近江舞子では自治会を中心に、航行規制水域内への水上オートバイ等の進入に対するパトロールの実施、また横江浜では啓発用看板の設置やチラシの配布、長浜港でもマナーアップキャンペーンの実施など、地域の実態に応じた取組が行われた結果、課題の改善が進みました。</p> <p>しかし、ルールおよびマナーを無視した行為が無くなった訳ではありません。川遊びをされている方によるごみの放置や外来魚回収ボックスへのごみの投入、漁具への釣り具のからまりによる漁師のけがなどの問題も生じています。また、<b>近年増加傾向にあるビワマスのトローリングなど</b>レジャー利用による一部の水産資源への影響も懸念されています。<b>このため、</b>レジャー利用者のマナーの向上<b>など</b>をより一層図ることが必要となっています。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

<p>資料 1-2 30 ページ 19 行目</p> <p><b>3 今後の取組方向</b></p> <p>ウ 利用者のマナーの向上</p> <p>(ア) 琵琶湖ルールやごみの持ち帰り、湖岸の適正な利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるため、必要に応じて看板やのぼり等を設置するとともに、釣り人をはじめとする琵琶湖の利用者に対する広報啓発活動を実施します。</p> <p>(イ) 漁業関連の規制や注意事項、水産資源維持への配慮について、パンフレットをマリーナ等へ配付するなどその周知に努めます。</p> <p>(ウ) 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、迷惑行為の防止に関する啓発や規制等の周知徹底を図ります</p>	<p><b>ウ 今後の取組方向</b></p> <p>(ウ) 利用者のマナーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 琵琶湖ルールやごみの持ち帰り、湖岸の適正な利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるため、必要に応じて看板やのぼり等を設置するとともに、<u>利用者増加による環境負荷の増大が懸念されるバーベキュー、キャンプ、釣り等を目的とした</u>琵琶湖の利用者に対する広報啓発活動を実施します。</li> <li>・ 漁業関連の規制や注意事項、水産資源維持への配慮について、パンフレットをマリーナ等へ配付するなどその周知に努めます。</li> <li>・ 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、<u>レジャー利用者による</u>迷惑行為の防止に関する啓発や規制等の周知徹底を図ります。</li> <li>・ <u>湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、該当地域での監視・通報体制の確立を図ります。</u></li> </ul>
<p>資料1-2 32ページ 6 行目</p> <p><b>2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策</b></p> <p>(1) <b>湖岸の適正利用の推進</b></p> <p><b>3 今後の取組方向</b></p> <p>ウ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制</p> <p>(ア) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例によるヨシ群落保全地域（保護地区、保全地域、普通地域）内における行為について、ヨシ群落の保全のための指導を行います。</p>	<p><b>2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策</b></p> <p>(1) <b>湖岸の適正利用の推進</b></p> <p><b>ウ 今後の取組方向</b></p> <p>(ウ) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例によるヨシ群落保全<u>区域</u>（保護地区、保全地域、普通地域）内における行為について、ヨシ群落の保全のための指導を行います。</li> </ul>



資料 1-2 35 ページ 5 行目	
<p><b>3 施策の総合的な推進</b></p> <p>(1) 条例の見直し等</p> <p>ア 条例施行当初から 17 年が過ぎ、船舶原動機の性能の向上による静穏化、高速化や琵琶湖周辺の宅地化などが進んだことを勘案して航行規制水域の指定範囲を見直します。</p> <p>イ 条例の成果について点検し、違反行為に対する指導状況などを勘案して条例の必要な見直し等を図ります。</p>	<p><b>3 施策の総合的な推進</b></p> <p>(1) <b>計画の進捗管理</b></p> <p><u>計画の進捗状況を毎年点検することで、現状を把握し、必要に応じて施策や条例等を見直しを検討します。</u></p>
<p>(2) <b>琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討</b></p> <p>琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けて、費用負担のあり方、法令やマナーを守る優良マリナー等への誘導、利用環境の整備や発着場所の限定、外来魚のリリース禁止の規制の強化等について幅広く検討を進めます。</p>	<p>(2) <b>琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討</b></p> <p>琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けて、<u>レジャー利用者の応分の費用負担をはじめとした琵琶湖の持続的な活用のための適切な負担・貢献のあり方</u>、法令やマナーを守る優良マリナー等への誘導、利用環境の整備や発着場所の限定、外来魚のリリース禁止の規制の強化等について幅広く検討を進めます。</p>

資料 1-2 36 ページ 7 行目	
<p><b>(5) 施策の推進体制</b></p> <p>ア 県庁内の関係課と警察本部からなる「琵琶湖レジャー利用適正化推進会議」において、関係部局が連携を図りながら総合的な施策を展開していきます。</p> <p>イ 県と関係市からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」において、市とも連携を密にしながら対応を図ります。</p> <p>ウ 利用者団体や、利用者との接点となる事業者、事業者団体等の関係団体との連携を図ります。</p> <p>エ NPO等の団体への情報提供や情報交換会を進め、NPO等との連携の強化を図ります。</p> <p>オ 条例の改正目的を達成するため、より効果的な監視体制の整備を図ります。</p>	<p><b>(5) 施策の推進体制</b></p> <p>ア 県庁内の関係課と警察本部からなる「琵琶湖レジャー利用適正化推進会議」において、関係部局が連携を図りながら総合的な施策を展開していきます。</p> <p>イ 県と関係市からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」において、市とも連携を密にしながら対応を図ります。</p> <p>ウ 利用者団体や、利用者との接点となる事業者、事業者団体等の関係団体との連携を図ります。</p> <p>エ NPO等の団体への情報提供や情報交換会を進め、NPO等との連携の強化を図ります。</p> <p><u>(オを削除)</u></p>